

○神奈川県警察署交通監視専務員規程(概要)

(昭和 39 年 11 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、警察署の交通課員のうち、主として主要道路において、立番および警らにより、交通の取締り、整理、指導に専従する警察官の勤務等について必要な事項を定めたものである。

主な項目は、

- 交通監視専門員の任務
  - 交通警ら路線、交通監視要点及び休憩所の指定
- などである。